

第46回安芸区民スポーツ大会開催要項

1 趣 旨

広く区民の間にスポーツを振興し、もって区民の心身の健全な発達を図り、豊かな区民生活の形成に寄与する。

2 主 催

安芸区民スポーツ大会委員会、広島市、公益財団法人広島市スポーツ協会

3 後 援

広島市教育委員会、広島市学区体育団体連合会、広島市スポーツ推進委員協議会

4 期 日

令和7年5月25日（日） ※予備日 6月1日（日）

5 競技及び会場等

競 技	会 場	時 間
開会式	瀬野川公園多目的広場 ※ 雨天中止	8:15 集合 8:30 開始
ソフトボール	瀬野川公園 ソフトボール場・野球場	10:00 競技開始（予定） 〔 ※雨天順延の場合 6月1日（日） 各会場に9:00 集合 〕
ソフトテニス	テニスコート	
グラウンド・ゴルフ	ファミリー広場	
ペタンク	多目的広場	
クッブ	多目的広場	
バレーボール	安芸区スポーツセンター大体育室	10:00 競技開始（予定）
卓球	安芸区スポーツセンター小体育室	
バドミントン	瀬野川東中学校体育館	
ソフトバレーボール	瀬野小学校体育館	
閉会式	各会場	競技終了後

6 参加資格

令和7年4月1日現在から引き続き小学校区に居住している者をもって、小学校区ごとにチームを編成する。ただし、バレーボール・卓球・ソフトテニス・バドミントン競技については、単独学区だけでチーム編成できない場合、単独学区だけでチーム編成できない学区同士で編成された複数学区合同チームの参加を認める。※当該学区だけでチーム編成できる学区は、合同チームによる参加は出来ない。なお、居住とは居住の事実の有無を判断材料とする。

7 年齢計算

令和7年4月2日現在の満年齢とする。

8 競技方法

別に定める各競技要領により、小学校区代表による対抗方式で行う。

9 異議の申立て

- (1) 「開催要項」並びに「競技要領」の違反に対する抗議及び「競技結果」に対する異議申立ての受付は、次の試合開始までとする。
ただし、決勝戦の場合は、試合終了後10分以内とする。
- (2) 「開催要項」並びに「競技要領」に違反したチームは失格とする。
- (3) 異議の申立てについては、各競技の担当会長、部長及び審判長の三者で協議し、大会会長及び大会実行委員長と決定する。

10 表彰

競技ごとに上位3位までを表彰する。

11 第31回広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバルへの出場資格

ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス及びバドミントンは上位2チームが、卓球、グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール及びペタンクは上位4チームが区代表として出場する。

ただし、バレーボール、ソフトテニス及びバドミントンについて、上位2チームが同一学区の場合は、1位と3位のチームが出場する。

12 参加申込

- (1) 小学校区を統轄する学区体育協会会長が、安芸区民スポーツ大会委員会に申し込む。
- (2) 参加申込書は所定の様式による。

申込期限 令和7年3月20日（木・祝）必着

申込先 安芸区民スポーツ大会委員会事務局

TEL (082) 893-1998 FAX (082) 893-1857

【Eメール】 aki-sc@sports-or.city.hiroshima.jp

〒739-0323 広島市安芸区中野東二丁目3番1号 安芸区スポーツセンター内

13 その他

- (1) 1人1競技の参加とする。
- (2) 参加者の傷害については、応急手当のみ行う。
- (3) 一日傷害保険に加入しているので、傷害のあった者は申し出ること。
- (4) 雨天順延時のメンバー変更の人数は制限しない。ただし、変更する場合は、所定の雨天順延時メンバー用紙を順延日の前々日までに事務局に提出すること。(FAX可)
- (5) 大会の様子を写真撮影し、安芸区スポーツセンターのホームページ及びSNSへ掲載する。